

令和8年度合併処理浄化槽設置補助制度のご案内

笠岡市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置する人に対して、補助金を交付する制度を設けています。ただし、既設合併処理浄化槽を更新・改築するなど、既存の汚水処理未普及解消につながらないものについては、補助対象外となります。

◆合併処理浄化槽設置補助金

浄化槽設置補助金額

人 槽 区 分	補助金額(円)
5人槽	332,000
6・7人槽	414,000
8～10人槽	548,000

人槽算定区分

延 べ 床 面 積	相 当 人 槽
130㎡以下	5人槽
130㎡を超えるもの	7人槽
2世帯住宅	10人槽

※浄化槽設置補助金額は、合併浄化槽の設置に要する費用の一部を補助するもので、表に定める金額を限度とします。

◆単独処理浄化槽撤去費の助成(上限15万円)

合併処理浄化槽設置に伴い、単独処理浄化槽の撤去が必要な場合に、撤去に要する費用を助成 ※令和8年度より助成額を改定いたしました。

◆くみ取り槽の撤去費の助成(上限12万円)

合併処理浄化槽設置に伴い、くみ取り槽の撤去が必要な場合に、撤去に要する費用を助成 ※令和8年度より助成額を改定いたしました。

◆単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事費の助成(上限33万円)

単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に伴い、宅内配管工事に要する費用を助成 ※令和8年度より助成額を改定いたしました。

◆ 補助金を受けることができる人

- ◎ 主に居住を目的とした建物（専用住宅）に合併浄化槽を設置する人
- ◎ 延べ床面積の2分の1以上を住居として使用している併用住宅に合併処理浄化槽を設置する人
- ◎ 市税の滞納がない人

◆ 補助金の対象にならない場合

- ◎ 販売又は賃貸借等営利を目的とする専用住宅（建売住宅）に合併処理浄化槽を設置する場合
- ◎ 公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業の認可区域及び漁業集落排水事業の整備区域内の住宅に合併処理浄化槽を設置する場合
- ◎ 補助金の交付申請を行った年度末（概ね3月20日頃）までに工事（完工検査）が完了しない場合
- ◎ 補助金の交付決定前に合併処理浄化槽の設置工事を行った場合
- ◎ 浄化槽設置の届出又は建築確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する場合
- ◎ 市税の滞納がある場合

お問合せ・お申込みは、市民生活部環境課までご連絡ください。

TEL 0865-62-3805 FAX 0865-62-3904

お申込みは先着順です。合併処理浄化槽の設置を予定されている方は、お早めに申込をお願いします。